

Energize

私たちはお客様の“元気”をサポートします！

創業者利益とは？

創業者利益とは一般的に「創業者がIPOやM&Aを行うことにより経営する会社の株式を譲渡して得られる利益のこと」と定義されています。私たちがM&Aのお手伝いをする場合にも業種や業態の特性や重点要素を考慮して算定した創業者利益（企業価値評価額）を前提に交渉をスタートします。

他社承継（M&A）の場合には個別の要素（例えば取引口座や社員構成や数字には表れない特殊なポイント）を加味して譲渡価額のすり合わせ交渉を行います。親族承継の場合には家族の財産として引き継がれるので創業者利益について節税以外は特に考慮することはありません。また、親族外承継（社員承継）では社長の提示額について後継者が承継の意思決定をするのが通常なので交渉が発生することはありません。

ですから「創業者利益」の本質についてあまり考えたことがありませんでしたが、今回、自分の承継を通して創業者利益の概念について考えてみました。

● 個人と会社は一体

無から有を創り出す創業という出産にも似たフェーズでは多かれ少なかれ合理性や効率性よりも「無給、無休」に近い非合理的な戦いが必須です。職人タイプの独り社長であれば稼いだ利益＝個人所得なのかもしれませんが、組織化し会社を大きくする夢があるほど稼いだ利益は再投資に充て個人の所得には回せません。

例えば、会社利益 = 個人所得にすれば10年後には2億円の個人財産が残るかもしれませんが会社は小さいままで価格はつきません。逆に、会社利益を個人に移行させず再投資を続ければ10年後に個人財産はゼロであっても企業価値4億円の会社という財産が残ります。創業者にとって「個人と会社は一体」なのです。

この価値観は創業者特有ですから最終的に創業者利益の払出しによる会社・個人間の清算が必要なのです。

現実に私も事業拡大を優先して生活費以外は給与を取らず創業十数年で6回の事務所移転と3回の事業譲受に再投資してきました。その結果横浜トップクラスの事務所になりましたが公団暮らしのまま、もし個人所得を取れるだけ取っていたら事務所は小さいままでも広い芝生のある豪邸住まいだったと思います(笑)

● 創業者利益の性格

そう考えると創業者利益の内訳は「再投資に充てた個人貸借分（とらなかった給与）」＋「事業拡大の成果報酬（真の創業者利益）」なのだと思います。上記の例でいえば企業価値の4億円は「個人貸借分2億円」と「成果報酬分2億円」からできているのだと思います。すべては実在の成果により決まります。

事務所を親族外承継により100年企業を目指そうと決めた時に創業者利益のうちの成果報酬分は放棄して貸借分のみ取得しよう決めました。二代目に大きな負担を強ければそれは三代目以降にも影響を及ぼし承継の障害になりますが、個人事業が長くて年金も少なく給与も通常の半分で預貯金も少ない状況では、それが苦勞を掛けた家族に報い同時に後継者の負担を軽減するベストな落としどころだと感じたからです。

これは一代で年商100億円の個人保証不要の優良企業を創り上げ、でも自宅は生涯狭い借地のままで家族には最低限の財産だけを残し、時価数十億円の株式は「会社は社員のモノ」とすべて額面で社員に譲渡して最後は「良い人生だった」と一言呟かれて亡くなられた... 尊敬するある社長の影響でもあります。

二代目以降は最初からサラリーマンです。「無給、年間休日5日で一日18時間働く」などという狂った生活とは無縁です。だから創業者には「何のために仕事をするのか」という理念も育つのです。二代目以後の経営者はサラリーマンの自分には理解できない創業者の生き様を感じ視野を広げなければなりませんね。

◆ご自身の「住民税」をチェックしてみましょう！

● 6月は住民税が変わる時期

所属している会社からまたは個人事業主の方は、地方自治体から住民税の通知を受け取った方も多いのではないのでしょうか？あまり意識をしないとそのまま流してしまいがちですが、必ず確認するようにしましょう。基本的には住民税は年収によって金額が変わるため、年収が増えれば増えるほど住民税の金額もあがっていきます。ご自身の住民税を確認したときに「高いな！」と思うこともあるかもしれません。ぜひこの機会に住民税について知って頂き、興味をもって頂けたら幸いです。

● そもそも住民税とは？どのように計算されるの？

住民税は「所得割」、「均等割り」の2つで構成されています。所得割は各都道府県に納める部分の「道府県民税・都民税」4%、各市区町村に納める「区市町村民税」6%の合計10%となっています。納められた住民税は主に教育、福祉、救急、ゴミの処理等の各自治体のサービスに使用されます。均等割りは収入に関わらず住民税の課税対象となる人（年収が103万円を超える方）に必ずかかる税金です。全国の多くの自治体で5,000円となっています（2023年度）。

まとめると住民税は「所得の10%+5,000円（2023年）」で計算されます。所得に関しては家族構成やその他の控除を加味するのでより詳しく知りたいという方は担当者にご連絡下さい。

● 住民税の計算時期と注意点

住民税は前年の所得を基に計算されます（2023年6月に通知される税額は2022年の所得金額を基に計算されています）。その住民税はいつ計算されるのかというと確定申告が終わる3月中旬が終えてから自治体が税金を計算し、計算結果が6月に通知されます。前年の所得金額を参考に計算されるので社会人2年目の方は6月から住民税を納めることとなります。また転職や退職に伴って収入が下がることが想定される場合は、翌年に納める住民税は今年の所得を基に計算されますので翌年の住民税を考慮した資金計画が必要です。最初に記載したように住民税は所得が上がれば税額も上がります。

● 税負担の軽減と控除項目

次に税負担を軽くする方法と控除できるものをお伝えします。

・ふるさと納税

自治体に寄付することによって「ふるさと納税額-2,000円」の控除が受けられます。

ただし所得によって納税額に限度額があるのでご注意下さい。

・小規模企業共済掛金等控除

iDeCo（個人型確定拠出年金）や国民年金基金に支払った掛金の金額が全額控除されます。

・医療費控除、セルフメディケーション税制

医療費控除は年間の医療費が10万円を超えた金額が控除額となります。年間で医療費を30万円使用した場合は「30万円-10万円=20万円」となり住民税の節税額としては「20万円×10%=2万円」となります。セルフメディケーション税制は国が定めた医薬品の購入が12,000円を超えた場合に使用できる税制です。

● まとめ

今回は住民税をトピックにあげてみました。給与から天引きされていると特に気にせず納めている住民税ですが、使用目的や負担を減らす方法等を知るとご自身の税額がいくらか気になってきたのではないのでしょうか？ふるさと納税に関しては12月末までに寄附した金額が対象となりますので、ご自身の限度額が気になる方は弊社担当までご連絡下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「企業とは、人を幸せにするための、
人が幸せになるための、場所のことを言う」 (坂本光司)

どんな会社であれ、どんな業種であれ、どんな経営理念であれ…

会社の存在意義の原点はその組織に係るすべての人を幸せにすることだと思います。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 8 2)

- ★ 15日に日経平均が33年振りにバブル後の最高値を更新しました。しかし市場では世界景気減速のシグナルがともっています。商品相場では銅が2割安、亜鉛が3割安と主要商品が下落しています。特に銅はインフラや自動車、家電製品等幅広い産業で使われ、価格は景気を「診断」するように先行して動きます。米国では短い米国債金利が長い米国債金利を上回る異例の状態である「逆イールド」状態が15日で246日と42年ぶりの長さとなっています。しっかりと経済動向を見極めていきたいと思います。 (NISHIO)
- ★ 我が家の娘も早いもので今年小学校6年生。コロナも落ち着いたおかげで、日光へ修学旅行に行くことを楽しみにしています(笑)。子供にとって親元を離れ旅に出る…私にとって日帰りの距離であっても、彼女にとっては大冒険なのかも知れません。学習指導要領には『平素と異なる生活環境にあって、見聞を広める』とあります。人は旅する中で自然や文化に触れながら、異なる価値観を受け入れて成長する。娘の成長に負けないためにも50歳を目前に、2泊4日大人の修学旅行カンボジアへ旅立ってきます！ (TOCHIKURA)
- ★ 5月の未来創造塾でWALK&WALKの我妻社長よりウォーキングに関するセミナーをして頂きました。当日はInBodyという機械で体成分分析データも出して頂き、健康に対する意識が変わりました。(なんと私はタンパク質不足です。)確かに目標も大事ですが、現状を間違えて把握すると無駄な努力になりかねません。ハッキリとデータで確認したからこそ翌日からの食生活の改善や、姿勢維持につながります。持続できてちゃんと結果がついてきたら、皆様にまたご報告します。 (YAMAMOTO)
- ★ 今年歩こうと決めた「三陸海岸しおかせトレイル1,000キロ」…三月、四月と週末を利用して三日半で約100キを歩いたので5月は休みを取って久慈から宮古までの約120キロを一気に歩く予定で出かけました。今までの経験値から写真を撮ったり景気を眺めたりしながら「舗装道路なら時速5キロで約35キロ」「起伏があると時速4キロで約30キロ」「山道なら時速3キロで25キロ」が一日の目標でした。今回は前回までの「田舎で宿がなく野宿か三陸鉄道で主要な町まで戻りホテルに泊まる」のとは違いちょうど一日の行程ごとに旅館やホテルがあるプチ大名旅でしたが、それが裏目に出て「旅館の豪華朝食を食べてから出発しよう」「温泉に浸かって美味しい夕食で一杯やろう」などと贅沢心がでて出発8時、到着3時で歩行時間が6時間程度になり核心部の険しい山道では15キロしか歩けないという日和見旅に(涙)。途中、「会社を辞めてきたので一ヶ月でスルーハイク(一気に歩き通す)の予定です。一日の予算3千円なので基本野宿します。これが終わったらバイトでお金をためてアバランチトレイル(米国3,500キロ)に行きます」という若者と出会った。まだまだ日本の若者も捨てたもんじゃないですよ、人生は旅だ、ガンバレ～！ (IZUMI)



★ 事業承継・M&Aレポートはじめます！(FPレポートと交互に発信)

今月から事業承継・M&Aレポートとして、事業承継やM&Aに関する情報を発信していきます。(FPレポートと交互の予定です。) 初回は、来年2024年の3月末に期限切れを迎える優遇税制の情報です。

●「特例承継計画(事業承継税制)」の提出

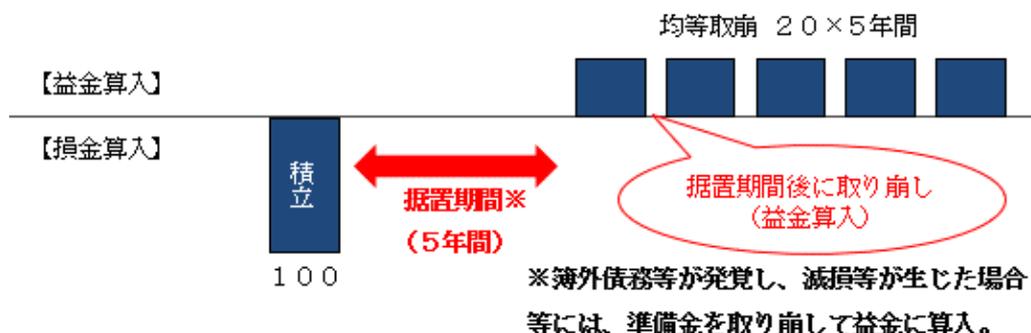
日本の事業承継が進まない要因の一つとして、株式の移転(承継)が進まないことがあげられます。具体的には、いわゆる“良い会社”ほど株価評価が高額となり後継者に移転することができない、少しずつ移転すると膨大な時間がかかるなどです。これらの課題に対応すべく、まとまった株式の移転時にかかる税金(贈与税・相続税)を猶予する「事業承継税制」という制度(恒久措置)がありますが、期間限定で、その制度の「特例」が設けられています。「特例」は従来の同税制に比べ、適用要件が大幅に緩和(注)されています。この特例の適用を受けるには、**2024年3月31日までに「特例承継計画」を提出する必要があります。**この計画には、後継者の氏名や株式の移転時期を記載しますが、そのとおりに実行できなくても特に罰則はありません。自社には関係ないと思っている経営者様も一度この機会に提出を検討してみてください。提出をしておいて損はありません！

(注) 納税猶予割合が全株式(一般措置は80%)、5年間の平均8割の雇用確保要件の実質撤廃など。

● M&A時の株式取得代金の70%を費用化できる「準備金積立制度」

事業承継の選択肢の一つとして、近年はM&Aの件数が増加傾向にあります。M&Aと聞くと、まだまだ抵抗感がある方もいらっしゃるかもしれませんが、従業員の雇用継続、会社存続による地域貢献を考えると、有力な選択肢の一つになります。国としても事業承継を推進すべく、上記の事業承継税制や各種補助金が設けられていますが、その一つとして、M&Aによって取得(子会社化)した株式の最大70%相当額を費用化する税制が期間限定で設けられています。この制度は、M&Aの実施には多額の株式買取資金が必要となるため一時的に資金繰りが厳しくなる、M&Aの実施後に想定していなかったリスク(残業代の未払、係争中の損害賠償等)の発生により、買い手側が追加で資金負担が必要になるケースがあるといった、資金繰りの負担を軽減するために創設されました。

この制度の適用を受けるためには、M&Aの基本合意後に、(事業承継型M&Aに関する内容を記載した) **経営力向上計画を提出し、認定を受ける必要があります。**その認定を受ける期限が、**2024年3月31日**となります。取得時に費用化した金額(積立金額)は、6年目以降から5年間で均等取崩をすることで益金算入(費用の戻入)していきます。この制度は課税の繰り延べのため、10年間でみれば費用化される金額はないこととなりますが、M&A時の資金負担を軽減させる方法としては有効ですので、M&Aを検討されている方は是非一度ご検討ください。



事業承継やM&Aに関するご相談は担当者を通じて、t e a m事業承継・税務支援におまかせください。

今月の yoko-so



産休・育休から 復帰しました！

4月に復帰しました。
毎日楽しく仕事させて
いただいています！

1・2年目メンバー 訪問同行がはじまります！



1・2年目メンバーは、来月より担当者に同行するジョブローテーションが始まります。同行を受け入れて下さる皆様には大変感謝しております。緊張することもあると思いますが、あたたかく見守って頂ければ幸いです。

長く続いた繁忙期を駆け抜け6月を迎えました。5月を乗り切り、メンバーは皆ほっとしています。ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

遅ればせながら、4月にメンバーの1人が産休・育休から復帰しました。横総では、産休から復帰した2人目のメンバーとなります。新入社員とともに横総にさらなる活気と新しい風をもたらしています。一方で、毎月の月初ミーティングでは長年勤めるメンバーが「勤続〇年」と表彰されることも増えました。様々な年代、歴の人が集まる組織に成長しています。

また、毎年恒例にはなってきましたが、6月からポロシャツ着用を始めています。9月まではスーパークールビズ期間として明るく元気に営業します。

次号予告・おしらせ

7月は暑さにも負けない元気なyoko-soの様子をお届けします。

天気が安定しない毎日ですが、皆様もyoko-soと一緒にこの夏を楽しみましょう。

来月も乞うご期待下さい。

夢に目付き!

ワタミ創業者が

企業経営の 原理原則を 語る!

現役トップの思考から、経営における試行錯誤・
チャレンジなどについて共有していきます。
成功事例だけを紹介する講演会とは一線を画し、
そのチャレンジが実際にどうなるのか？
その原因と結果を、独自の経験をもとにお伝えします。



講演者

渡邊 美樹 氏

ワタミ株式会社
代表取締役会長 兼 社長

<https://www.watanabemiki.net/>

講演者プロフィール / HPより

1959年生まれ。小学校5年生の時、父親が経営する会社を清算したことから「自分は将来、社長になる」と決意する。明治大学を卒業後、財務や経理を習得するため、経理会社に半年間勤務。その後1年間運送会社で働き資本金300万円を貯める。

1984年ワタミを創業。2000年東証一部上場。「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」という理念のもと、外食・介護・宅食・農業・環境など、人が差別化となる独自の「6次産業モデル」を構築してきた。実名企業小説「青年社長上・下」「新青年社長上・下」(高杉良著)の实在モデルでもある。

日本経団連理事、政府教育再生会議委員、神奈川県教育委員会教育委員、日本相撲協会「ガバナンスの整備に関する独立委員会」委員、観光庁アドバイザーを歴任。現在、「学校法人郁文館夢学園」理事長、兼校長「公益財団法人 School Aid Japan」代表理事としてカンボジア・ネパール・バングラデシュでの学校建設(366校)・孤児院運営、「公益財団法人みんなの夢をかなえる会」代表理事として、実践経営塾「渡美塾」や若者の夢の支援、「公益財団法人 Save Earth Foundation」代表理事として、限りある自然資源を有効利用し、持続可能な循環型社会づくりにも携わる。

日時

2023年

9月1日(金)

13:00～15:00

受付開始 12:30～

会場

ビジョンセンター横浜
307会議室

<https://www.visioncenter.jp/yokohama/space/>

費用

3,000円(税込)

※事前振込制
詳しくは裏面へ

定員

120名

お申込みは
こちらから

